

平成24年度第1回 千葉県情報公開推進会議会議録

- 1 会議の日時 平成24年6月12日（火）午後2時から午後4時20分
- 2 会議の場所 千葉県庁本庁舎1階 多目的ホール
- 3 出席者の氏名

- (1) 委員

伊藤さやか委員、井上隆行委員、勝又照寿委員、桑波田和子委員、渋沢茂委員、菅野泰委員、中谷弘美委員、松村雅生委員（委員：五十音順）

- (2) 事務局

新保浩一郎政策法務課長、山口朝彦情報公開・個人情報センター室長、武藤智恵子政策法務課副課長、情報公開・個人情報センター職員

- 4 会議に付した議題

- (1) 開示請求等運用状況について
- (2) 苦情処理等の報告について

- 5 議事の概要

事務局（上川）

高橋委員及び廣幡委員からは欠席の御連絡をいただいております。ただ今の段階で出席委員は半数を超えており、定足数に達しております。

それでは、定刻でございますので、ただ今から平成24年度第1回千葉県情報公開推進会議を開催いたします。

この会議は公開で行われており、傍聴要領の定めによりまして、本日は傍聴者の方が入室されております。

また、この会議は議事録を作成することとなっておりますので、録音を取らせていただきます。作成された議事録は、御発言された方の氏名も含めて、千葉県のホームページに掲載し公表することとしております。

次に、本日お配りしております資料について、御確認をお願いいたします。お配りしております資料は、「会議次第」、「委員名簿」、「座席表」、「平成24年度第1回千葉県情報公開推進会議の会議資料」でございます。

また、そのほか委員の皆様には「情報公開事務の手引」、「傍聴要領」を挟んでございます。また、傍聴者の方には「千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領」と「傍聴要領」がございまして。

なお、この会議資料は、委員の皆様は事前に送付したところがございますけれども、それ以降に新たな苦情の申出がされており、追加、

変更しておりますので御了承ください。資料の確認はよろしいでしょうか。

それでは、議事の進行につきまして、会長、よろしく願いいたします。

松村会長

皆さん、こんにちは。改めて、お忙しい中、委員の方々には御参集いただきありがとうございます。また、当会議につきまして関心をお持ちいただき、傍聴においでいただいている方にも御礼を申し上げたいと思います。

それでは、議事に入りますが、その前に会議録署名人を指名いたします。会議録署名人は井上委員にお願いいたします。

井上委員

はい。

松村会長

それではまず、議題の第1でございます。「開示請求等運用状況について」、事務局から御説明をお願いいたします。

事務局（山口）

会議資料1ページの資料1を御覧ください。1が「請求等の状況」になっております。

「(1)開示請求件数の推移」でございます。請求件数は当該年度に開示・不開示の決定を行った件数でございます。

御覧になっていただけるとお分かりになるかと思いますが、平成11年度に5万件に近い請求が行われましたが、その後は1万件ないし2万件程度で推移していきました。その後、平成21年度は約3万6千件、平成22年度は約5万4千件となっております。

増えた理由としましては、千葉県庁における不正経理問題の関係で支出負担行為支出伝票の請求があったためと考えております。請求件数は文書数で数えており、決定した伝票の数が件数となっているため、こういう件数となっております。なお、平成23年度は2万1,599件ございました。また、請求者数においては、平成11年度は175人でしたが、現在は400人程度という状況でございます。

次に、「(2)実施機関別の請求件数」です。平成11年度から平成15年度までは教育委員会への請求件数が多くなっていますが、平成16年度からは知事部局への請求が多くなる傾向になっております。なお、平成22年度に教育委員会への請求が増えておりますが、先ほど申しました、支出負担行為支出伝票の請求があったためと思われます。

次に「(3)請求件数及び開示等の実施状況」でございます。請求に対して開示決定等をした割合が示されております。ここで「不存在等」とありますが、平成12年度までは、文書を作成してないとか、廃棄してしまって文書がないといった、文書を保有してない場合はこの

「不存在等」に含めておりました。しかしながら、平成13年度以降は条例が現在の条例に変わりがして、現在の条例の区分では、文書を持ってないとか、廃棄してしまって、文書がない場合は不開示となっており、そのため数字が変わっています。

また、「却下」の欄ですが、平成13年度から平成18年度までは、請求があった文書が、既に文書館等で閲覧できる場合などの件数を記載しております。また、平成19年度、平成20年度に却下が多いようですが、これは補正を求めても文書が特定されるような補正がなされなかったということで、却下処分した件数が多かったためと思われる。

次に資料2ページを御覧ください。「(4)請求件数の各県比較」となっております。関東の他県と比べますと、千葉県の請求件数は多いという結果となっております。

次に「2不服申立ての状況」について御説明します。まず「(1)不服申立て事案の推移」についてです。平成11年度、平成12年度に千件単位で不服申立てがございました。その後は落ち着いていますが、平成23年度は多い件数となっています。これは先ほども申し上げましたが、件数を文書数でカウントしている関係で、実際には異議申立てのペーパーとしては2枚の異議申立てがございまして、それが対象文書数にしますと、2つの異議申立てだけで1,054件ありましたので、その関係で多い件数となっています。

次に、「不服申立ての処理状況」ですが、(2)が過去からの累計、(3)が平成22年度の処理状況でございます。平成23年度につきましては、まだ集計中ということで、平成22年度のデータとなっております。

平成22年度までの累計をみますと、処理済の約1万2千件のうち、大半の約9千件が取下げとなっております。これは平成15年度、平成16年度当時、情報公開推進委員会や情報公開審査会の議論を経た上で、請求者と実施機関との話し合いで取下げに至ったものでございます。

「(3)平成22年度の処理状況」でございますが、平成22年度中の処理件数は、文書数でカウントしておりますが、全部で139件であり、そのうち裁決、決定を行ったものが74件、取下げが65件となっております。資料1についての説明は以上でございます。

ここで、資料はございませんが、関連して情報公開の運用状況の公表に関して、方法等の一部改訂いたしましたので、簡単に御説明させ

ていただきます。

これまでは、前年度分の情報公開の実施状況につきましては、毎年5月末までに県報に登載して公表していたところでございますが、本年度からその公表の時期等を改めました。まず、5月末までに千葉県ホームページに速報値を載せ、10月末までに県ホームページと県報に確定値を載せるという改正をしました。

その理由ですが、公表の方法として、千葉県報という公の広報よりも千葉県ホームページの方が御覧になっている方が圧倒的に多いということを考慮いたしまして、5月に千葉県ホームページ、10月に千葉県ホームページと千葉県報に載せることといたしました。

また、公表の時期でございますが、毎年10月末頃に情報公開の年次報告書を作成することになっておりますので、それに合わせまして数値を確定した方が数値の検証もでき、正確な数値を公表することができると考え、確定値は10月末までに公表することとし、5月末までの結果については速報値として公表することといたしました。なお、本年度につきましてはホームページの割り振り、レイアウトなどに少々時間がかかっているため、申し訳ありませんが速報値の公表が6月中、下旬になる予定でございます。

それでは続きまして、資料2の「本県の情報提供の状況」について御説明いたします。

3ページを御覧ください。本県の情報提供の状況について示してございますが、千葉県では、いわゆる開示請求による情報公開だけではなく、県政に関する情報を積極的に提供、公表することに努めております。

まず、「県政情報の公表について」ですが、県の基本計画や主要事業の状況、県民生活の安全と密接に関係する情報などを県民に積極的に公表するため、「県政情報の公表に関する要綱」を制定いたしまして、文書館においてその情報を公開しています。

平成23年度の公表資料件数は3,476件となっております。なお、各部の代表的なものを、4ページに一覧表にして挙げてございます。昨年度は、東日本大震災に伴う原発の事故の影響などがございまして、放射性物質に関するモニタリング調査や測定結果の公表が新たになされました。総合企画部、環境生活部、農林水産部、水道局等におきまして、水や農産物等の放射性物質に関する測定結果等を公表いたしております。その結果、平成23年度の公表資料件数は、平成22年度の1,823件に比べ、3,476件ということで増加してい

ます。その他、主なものとしましては、総務部は「知事等交際費執行状況」、健康福祉部では「食中毒の発生について」、教育庁では、「千葉県教育委員会会議会議録」などを公表しています。

では、3ページにお戻りいただきたいと思います。千葉県では重要な媒体であるインターネットによる情報提供として、千葉県ホームページを開設しております。そのアクセス数は一覧表のとおりでございます。

続きまして、「行政資料有償頒布について」説明いたします。行政資料有償頒布については実施要綱を制定し、県の作成する行政資料を文書館で一般県民向けに販売しております。平成23年度の頒布状況は、457種類の行政資料を頒布対象として、うち294種類について販売をいたしました。主なものにつきましては5ページに記載してございます。平成23年度で一番多く販売したものは、「千葉県職員録」でございます。この中の数字には、実際に県の職員が購入した件数も入っております。2番目としては、「防災誌『関東大震災』」、続いて、「平成22年度版千葉県環境白書」となっております。議題1の説明は以上でございます。

松村会長

ありがとうございました。以上の御説明につきまして、委員の皆様から御質問、御意見はございますか。

開示請求件数のカウントの仕方が文書単位ということで、他の自治体とは違う部分がある。前回の会議でも議論になりましたけれども、結局、文書単位でカウントした請求件数ごとに処分が行われるため、会計の支出について請求があった場合に、多くの伝票枚数が対象になると、請求件数もたくさんになるけれども、処分もたくさんになるため、異議申立てもまたカウントがたくさんになるということでしょうか。結局、東京都などと比べて多いのか少ないのかというのはよく分からないのでしょうか。件数は大きく見えるけれども、実体的に多いのでしょうか。今後、すぐには申しませんが、千葉県の情報公開というのは他の自治体、例えば、同規模の自治体と比べて多いのか少ないのか、ある程度めどみたいなものを検討して欲しい。千葉県における情報公開制度が利用されているかということを考える上で、必要かなと思いますので、今後の検討課題としてお願いしたいと思っております。

勝又委員

平成23年度の主な公表情報という中で、放射線量の測定結果というのが総合企画部で、その他を合わせて494件、農林水産部は697件ですが、その放射能の測定結果についてだけを取り上げた場合、

平成23年度はどの程度の件数があったのか、もし分かったら教えていただきたい。

松村会長

それでは議題の2、「苦情処理等の報告について」、苦情処理調査部会の菅野部会長に御説明をお願いしたいと思います。

菅野委員

苦情処理調査部会の部会長をしております菅野です。前回までは事務局に報告をいただいていたのですが、一般の方から責任者が報告をすべきだという御指摘がありまして、そちらの方が正しいということで、今回からは私が報告を皆様にさせていただきます。

それでは順次報告をさせていただきます。まずは9ページに総括をした表が付けてあります。「苦情に関する是正等の意見に関する措置状況」というタイトルになっています。今年度ここで報告をする、苦情処理をした件数は23件になり、それ以降8件申出があると事務局より聞いております。

平成23年度、実施機関に是正を求めた事案は23件中7件になります。是正までは求めませんでしたけれども、こういうふうにした方がいいのではないかという意見を書いてあるのがありますので、決して少ない数ではないということで、まだまだ情報公開の制度の運営については改善の余地があると考えております。それでは順次、皆様に報告をしたいと思っております。

11ページから19ページまで、これは苦情1から苦情23と書いてありますけれども、苦情処理をしたものを要約して、分かりやすくまとめたものがここに書いてあります。ただ、本当にコンパクトにしているだけで、これを読んだだけでは、果たしてどういう苦情があって、どうしてこうなったのかということが、必ずしも理解できるようにはなっておりません。実際はこれをまとめる前に苦情処理調査部会で集まって審議して、それぞれについて処理結果通知書というものを作ります。これが23ページ以下です。1番からずっと作られておりますけれども、これにしたがって御説明した方がもう少し皆様にお分かりいただけるのかなということで、資料としては23ページ以下を使って、分かる範囲で説明することにします。それからもう一つ、苦情が共通しているものがいくつかありましたので、それはまとめて苦情処理をしたということになります。

苦情1と4が共通の苦情であると思われましたので、この2つを一緒に合わせて審議をしたと考えていただければと思います。

申出人が申し出た苦情というのは、苦情1の事案は、情報公開請求をしたときに不存在だが、決定時点で対象文書があるのに再度開示請

求をさせているというような苦情が一つです。

2つ目は、関係ない文書を対象文書に特定をして混乱をさせているということです。さらには実施機関が何とか開示請求に対して、その対象文書を隠そうとしているということ。それから、文書番号が隠されていること。最終的には情報公開制度を自分たちの都合のいいように運用しているという苦情が苦情1として出されておりました。

苦情4はこれと関連するのですが、文書番号が隠されているという苦情がありましたけれども、それと併せて、行政文書の目録がでたらめであるというようなこととか、文書番号がきちんと付けられてないので、管理がきちんとされてないのではないかとこちら側は考え、そういうことがなされているのか、本当にそうなのかどうかを調査しました。

1番目ですけれども、請求時不存在だが決定時点で対象文書があるのに請求させるというのは、何のことを意味しているのかということ、この方が開示請求されたのが平成23年3月30日で、翌年度の4月1日以降の文書の開示請求をされていたようです。現在の情報公開条例の解釈上では、請求時存在するものについて開示を求められるということになっているので、そういうものはありません、新年度ということであれば4月1日以降に請求してくださいということになるのですが、申出人からすれば、4月1日そういう文書があるならば、3月30日現在で分かっているのだから、再度開示請求をさせなくてもいいのではないかとということのようです。開示請求時に存在する文書についての開示という情報公開条例上の解釈で運用されていますので、特にこの点について実施機関に落ち度はないと考えました。

それから対象文書の特定ですが、これは開示請求をしたときに対象文書が特定されているかが問題になりますけれども、最終的には特定があるかないかです。特定がないから却下ということがなされることになるわけです。

実施機関で文書については当然、管理システム上、番号を付けて管理をしているわけですが、その管理番号の付け方が必ずしも県庁内で統一的になされているわけではないので、ある時点では申出にあるように、Aという文書番号を使ったり、ある場合にはBという文書番号でそれぞれの文書の管理をしているということで、情報公開の請求をすると、それぞれ違った番号が出てきたり、そういうものはありませんという話になって、これは文書管理がでたらめなのだと申出人が言っていることの意味のようです。

でたためにやっているというよりも、それぞれの実施機関が必要に応じて管理番号等を付けて、それが県庁で統一的に出されているところまで行ってないということです、これも申出人が述べているような苦情にはならないという形で全て処理をしました。これが1番と4番ということで大体いいと思います。

文書番号のホームページの掲載が遅れたりする場合は、ホームページ上の掲載がないということになりますけれども、たまたま一定の時期にならないと整理をされてホームページに掲載されないわけですから、情報を隠しているというような申出人の苦情は適切なものではないと考えています。

ですから、1番と4番の申出人の苦情は、実施機関が不適切な事務をして、そのための苦情だとは考えられませんでしたので、特に問題はないという形で処理がされました。

次に苦情2から6になります。27ページに記載されています。これも2番と6番がほとんど同じ苦情の内容であったということで、2番と6番を併せて処理をしたと考えていただければと思います。

平成23年3月31日受付7番の決定方法、日付と伝票番号ごとに特定を求めても特定しない。不法行為の隠ぺいのために相変わらず文書の特定をきちんとしない、という苦情です。

実施機関が決定通知書というものを出すのですが、行政文書の件名の記載方法が適切ではないという苦情だろうと考えました。さらに、特に伝票を対象とした開示請求を出されたときに、その決定が伝票を特定しないで一括をして15件とか、そういう特定で開示をしたり不開示にしたり、こういうことが現実になされているようなので、このあたりは改善の余地があるのではないかと。特に膨大な件数になれば、支出伝票については特定をした上で開示をする、不開示にするということをするべきだろうと考えましたので、そういう形で今後はしてくださいということで、是正通知というものを2番と6番については出すことにいたしました。

これは平成22年度に同じような事案で、内容を特定しないで決定したという事案がありました。その後も同じような形で実施機関では特定をせず、件数15件のような形で開示決定通知等をしていることが判明しましたので、これは再度是正通知を出した方がいいだろうということで是正通知を出したということになります。

次に苦情3です。これは説明を求めても説明をしないとか、でたらしめな開示決定を改めようとしなないということの苦情です。簡単に説明

すると、審議会の委員の名前や住所などの情報公開請求をされて、弁護士がその中に入っており、名前は開示されたわけですが、勤務先を不開示という形で部分開示決定が送られてきたと。弁護士の勤務先等がホームページ等で検索できますので、それを不開示とするのはおかしいのではないかと異議申立てをされた事案です。

最終的には、この弁護士の勤務先は、異議申立てをされて、それで審査会に諮問せずに実施機関で開示をされました。申出人は開示と不開示の一般的な判断について、窓口の説明を求めているようです。窓口ではそれについて説明をしないという対応をされたようなので、苦情処理調査部会としてはそういう窓口での説明は親切ではないだろうということで、是正の意見を出した方がいいということになりました。

是正の意見は40ページです。こういうことを述べて、注意を喚起することにしたということです。これが苦情3です。

苦情5です。41ページから42ページです。安房土木事務所に申し出された文書の件名をきちんと記載せず通知したことに対する苦情のようです。部分開示決定された案件のようですが、行政文書の件名欄に、開示請求に係る行政文書が他の行政文書と混同なく開示をしないとなっっているのですが、それ自体はなされているのですけれども、申出人の請求をしてきた内容をそのまま書いて、それについて決定通知をしたということで、これは必ずしも適切な表示方法ではないのではないかという苦情になります。

これは確かにそのように言われればそうですけれども、主旨としては、開示請求をされた文書が決定通知書の中で、他の文書と混同されない形で記載されていれば、それで足りると考えられますので、ここまで細かく配慮をする必要はないのではないかということで、この件については特に問題はないという形で処理をしました。

次に苦情7番になります。これは43、44ページです。この苦情も安房土木に対する苦情になります。存在しない文書で期間延長させたということです。請求をされましたけれども、文書量が多量にあるということで期間内に開示ができず期間延長したという事案ですが、申出人は、仮預かり仮審査願書という文書がもともと存在せず、存在しない文書があるということを前提として2か月間の期間延長というのはおかしいのではないかということのようです。確かに申立人が言うように、仮預かり仮審査願書という文書は正式にはありません。ただ、仮預かり審査願書という文書はあるので、これは仮審査願書と

いう「仮」を間違っけてしまったのだろうと、常識的には理解すべきものであると。この文書に「仮」と間違っけて付けたから期間延長をするのはおかしいというのは、少し筋が違うのではないかと。

開示請求に係る行政文書が大量であったという事実がありましたので、これで期間延長するという点について不合理な点は認められなかったもので、苦情は認められないという形で処理をしました。

続いて苦情8ですが、45ページから46ページです。苦情の内容としては、千葉県情報公開条例が適法か否かの審査をする部署を教えてくださいと窓口に来てきたことに対して、窓口では答えなかったことに対する苦情のようです。申出人は、情報公開条例と行政不服審査法との関係や、さらには異議申立てをした後諮問をした場合は、情報公開審査会での審議が始まるわけですが、その時に弁明書の提出を求めたりすることもできるのですけれども、その解釈についての説明をして欲しいということをお願いしていたようです。これは、担当者に答えてもらえば済むことだったのですが、必ずしもそういう形での処理をしなかったで、担当する部署から説明をしてあげた方がよかつたのではないかと是正の意見を出したということです。

是正の意見は50ページです。法規や条例に関する解釈、運用を説明して欲しいという申出があつた時には、しかるべき部署で説明をしてあげてくださいと、そうであれば、苦情になりませんし、それで納得をしないものは仕方ないですけれども、それをしないという形の対応はまずいのではないかとこの意見になりました。

続いては9番。51ページから54ページになります。この苦情は後で皆様に議論をしていただく必要がある苦情かもしれないと考えます。案件は、故意に却下だとか、それから開示請求を認めないことに対する苦情だと理解しております。

申出人が建築確認書の一定の部分についての開示を求めた開示請求です。簡単に言えば、建築確認書の中で、地盤が悪い所のようなものを特定して開示してほしいと開示請求されました。最終的には補正を求めて、請求者が結局は補正に従わなかつたということで、最終的には却下をしたという事案です。

なぜこういうことが発生したのか、実施機関からの説明を求めたところ、建築確認申請書というのは、年間5百冊を超えて県に提出されているそうです。1冊大体8センチから30センチずつあります。ですから5百冊あつて、その1冊が簡単なもので8センチ、量が多いものだと30センチぐらゐの厚さがあると。1センチだとペーパーで1

0枚ぐらいあると仮定すると、4百万枚ぐらいの枚数になると。これを全部見て、一定の部分について、その書き込みがあるかないかの請求をされたという事案です。

これに対して、膨大な量の中から一部を抜き出し、特定をした上で開示するか、不開示にするかという決定を実施機関がしなければいけないという場面になったと。実施機関としては、これではとても量が多すぎて事務処理ができないと考えて、情報公開条例7条2項を使っています。補正をさせて、もう少し開示請求の範囲を絞らせ、少なくした上で最終的には開示、不開示を決めるということで、補正を求めたようです。

問題になるのは、補正というのが情報公開条例7条2項に規定されていますが、文面上、形式上の不備がある、つまり開示請求をされているけれども、その形式上の不備があって、対象文書が特定できない場合などについては補正を求めることができるようになっています。それでも補正に応じなければ、対象文書が特定できないので却下決定になってしまいます。

今回の場合は、膨大な文書があるけれども、時間や労を惜しまなければ特定は可能でした。ただし、それをするためには膨大な労力や時間とコストがかかります。こういう事態となり補正の条項を使われました。だから、正式には補正の事案ではなかったのではないかと考えられます。

こういうことは今後も起こるかもしれないので、権利の濫用の観点の一つありますけれども。そこまでの事案ではないけれども、だからといってとても対応できない場合に、果たして補正して、それで却下をしていいものかどうか、議論は必要ではないかということで、苦情9については後で皆様で御意見を出されて、意見交換ができればいいと考えます。

10番です。55ページから56ページになります。10番は17番と同じような苦情の問題と理解しました。申出人からすれば、情報公開をして、異議申立てをして、実施機関が県の情報公開審査会に諮問をするという事案であったけれども、3か月以上も理由説明書の提出をしなかったことに対する苦情になっています。

通常の場合は決定がなされて、異議申立てがなされれば、相当の期間にその異議申立てを認めなければ、実施機関が審査会に諮問をしなければいけないというのが条例上の建前ですけれども、その相当な期間が通常は30日と運用されていますけれども、それを大幅に過ぎて

もなかなか提出をしなかったので苦情が出ました。

実施機関では、当時、定期人事異動があったことや、補助金の事務で忙殺されていたこと、2つの課にまたがった問題であり、相当な期間内に理由説明書などの提出ができなかったという弁明をされておりました。行政不服審査法という法律の建前からすると、行政不服審査法は行政の適正な運営を保持するとともに、国民に簡易迅速な救済を与えることを目的として、行政庁の処分に対する不服申立てを認めておりますので、行政不服審査法の制度趣旨からすると、今回の実施機関の対応は是認をするわけにはいかないということで、58ページのところに是正の意見を出したということです。

実施機関において審査会より依頼された理由説明書の提出について、提出期限を遵守するように努めると。つまり相当な期間内、30日を目安としてそれをなるべく守るようにしてくださいという是正通知を出したと。前半部分、終わりますので、会長にお任せをします。終わった段階で次の11番からになります。

松村会長

詳細な説明をありがとうございました。それでは委員の方々から御質問、あるいは御意見がありましたらお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。先ほど部会長がおっしゃられた9について、もし御意見があれば意見交換をしたいという御提案でしたけれども、最後にまとめてやりたいと思いますが、よろしいでしょうか。今の説明についてはいかがでしょうか。かなり丁寧に御説明いただきましたし、その前提としてかなり詳細な調査等が行われているようでございますけれども。それでは引き続き、後半についてお願いできますでしょうか。

菅野委員

はい、分かりました。それでは後半の11番から御説明をいたします。11番は61ページから62ページになります。これは審査会というよりも、情報公開請求をして、不開示になったか部分開示になったか、それに対して異議申立てを申出人がしたようです。それに時間がかかるということで苦情を申し出た事案のようです。これも実施機関に調査をしたところ、時間がかかっているということが判明しました。

ただ、これは先ほどの10番とは違って、是正通知を出してないのは、時間がかかったことについての実施機関の説明はそれなりに理解ができるということで終わったため、是正通知を出さなかったのです。なぜ10番と11番がそういうふうに分かれたか申し上げますと、異議申立てをして、事案がいくつかの論点があつて、異議を認めて開示をする部分が一部分存在したことが一つと、それから開示をするまで

に第三者との調整が必要だったという現実の問題があったようで、それで速やかにという、いわゆる相当な期間を経過したということが現実にあったようです。したがって、そういうことであれば、人事異動や他の事務が忙しかったということではなく、検討のためにどうしても30日以内で諮問等ができなかったようなので、この実施機関の説明を認めてもいいたろうということで、特に問題はないという処理をしました。

標準的には30日でやれとなっているのに、3か月でいいのかという話が残りますので、なるべく早くやってくださいということは結果通知書の中に記載をしています。

それでは12番です。これも同じような問題かと思えます。異議申立てを分離したまま諮問しないとか、故意に諮問しない、これもやはり11番と全く同じ事例ではないのですが、異議申立てをして、諮問をされるまで相当な時間がかかってしまったと。申出人からすると、故意に諮問をしないとなるわけですが、実施機関に調査をしたところ、異議申立てがあつて、認容をするかどうかを実施機関で真摯に検討していたという事実が認められたので、それであれば不適切とまでは言えないだろうと判断して、処理をいたしました。

続いて13番及び15番になります。65ページから67ページになります。これは単純に言えば、補正請求権を濫用しているということです。情報公開窓口で担当者に補正内容を確認しても、補正を請求するという苦情であります。15番もやはり同じようなもので、不正な補正を要求しているということで、補正請求は情報公開条例の7条2項で、形式上の不備があつて特定等に欠けるときには補正ができるとなっているので、その限度で認められる形になっています。

今回の13番及15番については、申出人が開示請求をした趣旨が必ずしも特定されているとは考えられなくて、実施機関でさらなる特定を求め、趣旨の明確さを要求しました。これも建築基準法に関する問題ですが、建築基準法上、第3種地盤上の建築物、これは平たく言えば軟弱地盤上建築物のようですけれども、こういうものについての開示請求をされていまして、補正をなされたものについては特定しておりますので、この13番及び15番についても、特に補正請求権を濫用したとは言えないということで処理をいたしました。

次に14番になります。14番は69ページから70ページということで、是正通知を出した事案になります。この実施機関は教育委員会ですが、実施機関は請求者と事前に調整することなく会議日時を一

方的に定めて、開示決定書を2日前に到達するように送付したが、2日の猶予では不可能だということです。それでは猶予としては不十分であり、請求者で開示を實際上受けられないという苦情のようでした。

それからさらには、開示の場所についても情報公開センターで開示をするという通知になっていましたが、きちんと協議をしないで、一方的に情報公開センターでやりますという通知を請求者にしたという苦情であったと考えております。開示決定をするに当たって、通知をしなければいけないというのは、情報公開条例上の要請ですので、通知をします。その場合は請求者と実施機関で日時等について調整をした上で開示を行うということですが、本件についてはそれがなされなかったということで苦情になりました。

実施機関では、請求者と他の案件で開示日時等の調整をしようとしてもできなかったのが、今回も難しいということで、一方的に通知をしたということでした。従来の運用からするとよくないのではないかと部会では考えました。是正の意見は74ページで、今回の事態について部会の意見が記載してあります。

2日間というような短期間というのは必ずしも常識的ではなく、もう少し余裕を持った先の開示日時の指定をした上で通知をして、それでも都合がつかない時には再度調整するという形を取るべきだと考え、こういう是正通知、意見を述べています。

教育委員会が自らの施設を指定するのは構いませんけれども、情報公開センターで開示するということを、情報公開センターと調整することなく、通知をしたという事実があったので、こういうことはあってはならないということで是正通知を出しました。

続いて16番です。75ページから77ページになります。これも従来とは多少違いますけれども、同じような苦情が含まれています。

苦情の内容の趣旨ですが、30日に経っても各土木事務所は対象文書を特定しようとしていないと。特定できる表現をしてもその申請を却下したという趣旨の苦情です。

情報公開請求をした人が、千葉県知事を実施機関として開示請求をして、開示請求書の千葉県知事の下に、括弧をして建築指導課と書いて、さらに括弧をして15土木事務所という記載をされています。これで見ると、千葉県知事と建築指導課は一つと考えてもいいわけですが、その他に県内の15土木事務所に対しても、実施機関としての開示請求をしたというように受け取れる請求書を出されているのが前提になっています。30日経っても各土木事務所が特定をしよ

うとしないことについては、この事案では補正請求を請求者にしていたようです。補正等について、各土木事務所分も建築指導課が全て取りまとめて行っていたようです。土木事務所分を含んで補正請求をすることがきちんと書かれてなかったので、請求者で勘違いされたように考えました。

さらに、不開示決定がなされていますが、実際は対象文書の作成や取得がないということで不開示決定をして、口頭で請求者かつ申出人に実施機関が説明をしているようなので、特に問題はないだろうということで、是正通知等をする必要はないということで終わっております。

苦情の18番は79ページから80ページで整理をしております。前提として情報公開請求をして部分開示決定がなされました。開示された部分については、当然開示しなければいけませんけれども、開示を求めても開示してくれなかったようです。

処理結果ですが、実施機関に調査したところ、申出人が開示されないとして開示を求める頁の内容は全て不開示になっているということです。申出人は開示を求めても放置と主張していますが、申出人の主張は前提とする事実が認められないので、実施機関の対応に不適切な点は認められないと考えて、そのように処理をしました。

ただし、文書が一部開示をされて、申出人が開示を求めた部分が不開示の中に含まれているのであれば、きちんと分かるような説明をすれば足りたと思いますので、処理結果通知で是正通知等をしませんでしたけれども、もう少し考えて行っていたければ苦情にならなかったのかと考えました。

苦情の19番になります。81ページ、82ページです。いくつかの土木事務所に対して情報公開請求をしており、他の土木事務所の事務量が大量にあるので、30日以内に決定ができないと延長通知をしたけれども、夷隅土木事務所だけ延長通知をしないで、不開示決定をしているという事実に対して、申出人はきちんと事務をしているか疑問だという苦情を申しております。

調査したところ、夷隅事務所については、その請求が出された当時やっていた業務や人員配置、さらには、対象文書となる文書が比較的少なかったということで、30日という時間内に調査が可能で、不開示決定をしたということでしたので、実施機関の説明に不自然な点は認められませんでした。当然、各部署で仕事量も異なりますし、さらには対象文書の量も異なりますので、たまたま夷隅事務所が30日以

内にできて他ができなかったから、夷隅がいい加減なことをしているというのは明らかに筋違いだろうと思いました。

20番は83ページになります。たばこの煙が情報公開センターの閲覧コーナーに入ってくるという話です。実際上は、庁舎管理の問題であり、ここで苦情として処理をする案件ではありませんでした。こういう苦情がありましたので、庁舎管理部署にこういう苦情があるということで連絡をして、何らかの措置が取られたとなっております。

それから21番ですが、85ページから86ページです。是正通知が出ている事案です。これも建築関係に関するものです。情報開示請求が出されて、その後の苦情ということになります。今までとは違ったことなのですが、公開請求そのものは、耐震偽装が明らかになる14分の3ページを開示してくださいというような請求であったようです。これについては書類不開示にしたということです。ところが、不開示情報を開示してしまったという問題が生じてしまい、課長の名前で、これは間違っただけで開示しました、これ以上他にこの情報を使わないでくださいというような文書を急いで出しています。

申出人は、決定書は千葉県知事名で出ていますが、それを課長名で訂正できるのか、写しを交付しなかったことにしようとしている、行政の間違いを隠蔽と載っていますけれども、行政が間違っただけは事実ですが、逆の意味の間違いだっただけで、それを是正するために取った措置について、申出人がこういう意見を言うのは、特に取り上げるべき問題ではないだろうと。

是正の意見を90ページに書きましたけど、情報公開というのはもちろん原則公開です。ただし、8条各号で公開をしてはいけないという情報があるわけで、それに基づいて不開示ないしは部分開示にしたときに、不開示にした情報を誤って開示するということは、開示された人のプライバシーとか利益を侵害することになりますので、今後、十分気をつけてくださいという意味での是正通知になります。

それから22番です。91ページから92ページです。これも建築に関する開示請求です。担当課ではない総務課が不開示決定通知書の作成をして、担当課の建築宅地課がそれをきちんと確認して出しているかどうか不明であると。つまり、責任者ではない人が作って、責任者がそれをきちんと作って出したかどうか分からないという苦情でした。

この開示請求は葛南土木事務所と海匠土木事務所に情報公開請求が出されました。その情報公開に関する事務というのは、土木事務所

においては総務課というのが土木事務所にあつて、所掌しているそうです。ここが、土木事務所の情報公開請求に関する事務をやっているのです。そこが回答することになります。最終的にはその決定が出された決裁文書を実施機関に提出してもらったところ、土木事務所の総務課と建築宅地課が合議をして最終的には決定をしているということが分かりましたので、土木事務所総務課が情報公開事務について所掌するという、それから両者が協議をした上で開示に対する決定をしているということで、申出人の苦情は問題にならないということで終わりました。

最後は23番です。93ページから94ページです。これも対象文書の特定がされておらず、確認番号を記載せず、まとめて何件と記載をして、きちんと対象文書を特定したのかどうかよく分からないという苦情でした。本件の事案もやはり建築関係の文書ですけれども、建築物の確認申請書の確認日とか確認番号を示すと、実施機関で不開示の情報を開示したことになると判断したので、今回のように特定ができるけれども特定をせず、まとめて何件という形で通知をしたようです。したがって、特定をすることによって不開示情報が開示となると特別な事情があることが認められたので、特定をせず、何件と不開示通知をしたことに不適切な点は認められないということで、処理結果通知を出しました。

松村会長

長い時間どうもありがとうございました。文書の特定の問題、それに関連する補正の問題、実施機関についての苦情、諮問機関に速やかな諮問をしてくれという苦情、こういうものが非常に多いように思いました。本来の情報公開制度の趣旨から言えば、実施機関と請求者との間で適切なコミュニケーションが行われ、できるだけそういう問題が起こらないようにというのが期待される場所ですけれども、なかなかいろいろな事情の中でうまくいってない部分もあるのかもしれない。

私から先に一つだけ質問させていただきたいと思います。81ページの苦情19番ですが、夷隅だけすぐに不開示決定をしたことについて苦情が出ているわけですけれども、この不開示決定についても当然、どういう文書があつて、これについては不開示とすると文書を特定した上で不開示決定をするわけですが、請求者は、夷隅についてはごく限定的な文書が存在したから、すぐに不開示決定が行われているということが、通常のケースでは理解されるような気がするのですが、もし事情が分かりましたら、教えていただきたいと思うのですが。

菅野委員

この件について、苦情申出人から特に事情を聞いてないため完全な推測になりますけれども、当然、何箇所かに開示請求をして、原則では30日以内に開示請求するのは原則ですから、他のところが30日ではできないので延長してくださいという通知をしてきて、やったところだけは30日でやるのはできるはずがないという考えでこういうことを言っているのだろうと。それはさっき言ったように、あくまでも対象文書の量や、その実施機関の職務の忙しきとか、そういうことで当然分かる当たり前のことなので、ここについてはまともな苦情ではないと苦情処理調査部会としては思いました。そんな感じです。

松村会長

分かりました。ありがとうございます。他の委員の方から、御質問、御意見を順にお願いいたします。

ないようでしたら、先ほどの9番のところでは少し意見を聞いてみたいとおっしゃったのですが、その件についてももう少し御説明をお願いしますでしょうか。

菅野委員

手引きの17ページの7条、「開示請求の手続」というところで、「第5条の規定による開示の請求は、次の各号に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出してしなければならない。」と。これは住所や名前です。それから、開示の対象文書を特定してくださいとなっています。これが1項です。

2項では、「実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたものに対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。」となっております。

補正の請求をする事案がかなりあるのですが、この苦情9番の事案については、少なくともここに書いてある形式上の不備があり、このままでは特定ができないという事案ではなかったわけです。特定はできるけれども、膨大な量の中から特定をしるというのか、その作業は実施機関がやるのですが、申出人でそこまで分かっている、それで必要性を感じてやっているのですかと。単純に言えば、その内容について、実施機関から調査が可能な範囲に限定をしてくれませんかという形で補正を求め、それで絞りをかけるという話になってきます。

理解の仕方によれば、このままでは無理だよと、むしろ一種の大量請求で権利濫用に近い事案というようになってしまうけれども、そこまでは言えないと。だからといって、形式上の不備があるから特定できないとも言えないと。実施機関としてはこういうジレンマに陥られ

て、形式上の不備というものをもう少し広く解釈をされて、今回は適応されたということです。

正直なところ、法律的には正しい解釈ではないけれども、やむを得なかったということにはなつたと。ただ、今後もこういう問題が当然出るわけなので、理想であれば、もう少し補正を求められる場合ないし権利濫用の場合というものを個別に検討して、それに対応する方がいいのかと思い、是非、議論をしてくださいと申し上げました。

この請求者の要求に従って処理をすることは、實際上不可能だと正直思います。だからといって、やればできたわけなので、要件が形式上の不備というわけにもいかないということで、条例の解釈上どうしていいか分からないという事案に近かったです。無理に形式上の不備を当てはめて、それで却下するということは、やはり法律の建前からはずいのではないかという考えもあるので、議論をいただいて、いい知恵が出れば、その部分を改正という答えも出るでしょう。すぐに改正ということではないけれども、将来出たときにどうするかということを考えていただければありがたいということです。

松村会長

委員の方から御意見等はございますか。この事案を担当した伊藤委員、御意見があれば。なかなか難しい問題ですけれども。

伊藤委員

この調査を担当しました伊藤です。非常に難しい事案で理解するのも大変でしたし、実施機関でもかなり苦勞されたのはよく分かりました。本当はこれについて、条例の中の手当で、できればいいのではないかと思います。なかなかそこに難しい事情があるのも分かるので、非常に悩ましいところだと思います。

私も結論として、実施機関は、申出人の言うとおりにやるべきだったとは当然思っていない。そのような長時間、長期間の共通コストを考えれば、これは当然却下すべき事案だったと思うのですが、これは却下せざるを得ないとなったときに、条例を無理やり解釈しなければできないという現状は、やはり問題があると思います。

ただ、私は法律家なので、この7条2項の明らかに形式上の不備と書いてあるところで、形式上の不備はないけれども量が非常に多いというのを、ここに含めて判断するというのは非常に違和感があります。本来的にはこれだけ多いと、恐らくこれは苦情でいくべき内容にせざるを得なかったと思うのですが。ただ、濫用的なものというか、本当に多過ぎるので、これをもっと絞ってくださいと言うことができるのか、そこは本当にどうすればいいのか、私自身もなかなか結論が出ないところです。

この苦情で却下になった後に、何か月か調査をすればすぐに出せるような量に、特定できるような内容で再度開示請求をされて、それは普通に認められています。だから、本当はこの補正の話をする段階で、そこでお互いにやり取りがあって、これでは量が多いので求められた内容が出てこないという話ができれば、一番スムーズだったと思うのですが、なかなかそのやり取りがうまくいってない現実があると感じました。

それもあって54ページに、申出人も提示しようと思えばできたという事実が、その後からの経過から分かっているので、できればその時に応じてうまくやり取りが進めばよかったのかと思います。

逆に、こういう事案があるので、大量に出た時にこういう形で補正を求められるという規定を作ると、逆に、その規定をお手本にして、量が多いから駄目だということに進んでいく懸念もやっぱりあるわけなので、そういう規制をすることによる弊害もあり得るわけなので、そうならないようにするためにも、現場でお互いにやり取りをしながら、うまく進めていくしかないのではないかと思います。雑感ですが以上です。

松村会長

ありがとうございました。多くの自治体で大量請求の問題について悩んでおられて、権利濫用規定を置いたり、あるいは千葉県の条例では4条の適正使用を置いたり、いろいろとやっております。

一つは特定の問題です。特定というのは、形式的に範囲が区切れれば特定だという極端な考え方と、やはり請求目的は問わない制度ですけれども、何らかの理由があって請求しているわけですから、それに沿った形での範囲があるだろうという考え方があるわけです。ですから、判例などでも、かなり形式的な面を押し出している部分もあれば、目的とはあえて言いませんけれども、請求の趣旨に則した形での限定をかけて、権利濫用だという判決もあります。

なかなか一筋縄にはとといいますか、情報公開そのものにも絡んでいような議論なので、ここで議論をしたから、すぐに結論が出ることではないですけれども。

実は、私も別の自治体で、権利濫用について少しやっていますけれども、なかなか線引きは、実体としてはできないのが現状です。菅野部会長のせっかくのご提案ですけれども、私どももそれ以上の知恵は今のところはないようです。他の委員はよろしいですか。この議題の2につきましては、以上にしたいと思います。

続きまして、現在調査中の苦情案件について事務局から御説明をお

願いたします。

事務局（山口） それでは、現在調査中の苦情につきまして説明をしたいと思います
すが、その前に、先ほどお問合せのあった放射性物質の検査結果等の
件数でございます。

松村会長 4ページですね。

事務局（山口） はい。全体の数が3, 476件、そのうち放射性物質の検査、モニ
タリング関係の公表につきましては全部で1, 454件なので、半分
弱でした。

松村会長 これは部局別に分かりますか。

事務局（山口） 分かります。総合企画部が322件、健康福祉部が14件、環境生
活部が85件、農林水産部が549件、県土整備部が60件、水道局
が337件、企業庁が55件、教育庁が32件で、合計1, 454件
です。

松村会長 ありがとうございます。県民の関心が分かるような数字が出てい
ます。

事務局（山口） 今の数ですけれども、ざっと大まかな数字ということです。あくま
でも検索でヒットした数字です。

松村会長 分かりました。おおよその数字ということで。

事務局（山口） それでは、現在調査中の苦情につきまして、概要を説明させていた
だきます。資料は20ページから22の1ページまでとなります。現
在は、まだ調査中でございますので、簡単に説明させていただきます。

まず、平成23年度の苦情24ですが、申出をされたのが平成24
年3月6日、実施機関は知事、保険指導課です。苦情の内容ですが、
情報公開審査会から答申等を受けたのに、実施機関が異議申立てに対
して決定を行わないことに対する苦情と考えています。

次は苦情25でございますが、申出日が平成24年3月16日、実
施機関は公安委員会でございます。苦情の内容ですが、公安委員会の
文書管理規則がきちんと整備されてないため、情報公開の対応も適切
になされてないという苦情かと思われます。

次に平成24年度の苦情1です。申出日は平成24年4月17日、
実施機関は知事、保険指導課でございます。苦情の内容ですが、異議
申立てに対する決定書の送付手続きが統一されていないことについ
ての苦情です。

次は苦情2です。申出日は平成24年4月17日、実施機関は知事、
政策法務課でございます。苦情の内容は、情報公開センター窓口で開
示請求書の写しを交付されなかったことについての苦情と思われま

す。

次は苦情3です。申出日は平成24年5月14日、実施機関は知事、政策法務課でございます。これは写しの交付代金にかかる苦情と考えております。

次は苦情4です。申出日は平成24年5月28日、実施機関は知事、政策法務課でございます。これも窓口対応に対する苦情と考えております。

次は苦情5です。申出日が平成24年5月28日、実施機関は知事、保険指導課でございます。これは補正の手続きにかかる苦情と考えております。

次は苦情6です。申出日は平成24年6月6日、実施機関は知事、政策法務課でございます。こちらも窓口対応に対する苦情と考えております。

続きまして苦情7です。申出日は平成24年6月6日、実施機関は教育委員会、教育総務課になっています。これは開示請求にかかる実施機関の対応に関する苦情と考えております。

最後は苦情8です。申出日が平成24年6月6日、実施機関は教育委員会、教育総務課でございます。これは実施機関が申出人へ送付した文書の内容に係る苦情と考えています。

以上です。

松村会長

ありがとうございました。以上で本日の議題は全て終了いたしましたけれども、その他ということで何か事務局からございますか。

事務局（山口）

一点だけ御報告いたします。資料は用意してございませんが、総合文書管理システムの更新に伴って、情報公開の支援の改善を行うことについての説明をさせていただきます。

千葉県では県庁内の文書につきまして総合文書管理システムという電子システムを使っております。行政文書の収受から起案、決裁、施行、保存、廃棄までの各情報を、このシステムに登録することにより、文書処理事務は電子的に一元処理をしております。そして、この総合文書管理システムにより保存されている行政文書目録の情報を、情報公開支援ということで県民の方が検索できるように県のホームページに掲載しているところです。

今回は、この総合文書管理システムを更新することになり、情報公開支援について改善することにしました。具体的には、これまでは年3回の更新ということで、実際に文書が発生してから掲載するまでに時間がかかりかかっていましたが、これを今までよりも早めることが

できるようなシステムに改善しております。

それから、これまでネット上で公開していた簿冊ごとの文書一覧、年度別、所属別の一覧になっていますが、それに加えて、今年度からは、キーワードによる文書検索が可能となるように改善しました。これにより、県民の方が情報公開制度を利用する際の利便性は、少なからず向上することになると思われます。なお、更新の時期については7月を予定しております。以上でございます。

松村会長

ありがとうございました。それでは、最後に、御希望がございましたら、本日傍聴されている方々からの御発言をお認めいただきたいと思ひます。時間が非常に限られておりますけれども、御配慮いただければ大変ありがたいと思ひます。それでは御希望される方はどうぞ。

傍聴人（村越氏）

千葉市に住んでいる村越と申します。いつも情報公開請求をさせていただいているので、担当部門の方とは大体顔見知りです。今日の議論を聞かせていただいて。はい。ちょっと感じていることを申し上げます。一つは、先ほど菅野委員が提起されました9番の異議申立てに関して、私もちょっと違和感を持って聞いていたのですが、この請求者が請求していた $T_c = 0.8$ 、 $C_o \geq 0.3$ 以下というデータが、何を意味しているのかということがちょっと見えないので、うまく言えないのですが、これは、恐らく何か重要な意味合いを持つデータなので、請求しているのだろうという想像の下に考えますと、これは文書を検索しなければ出てこないものではなくて、例えば、この建築確認申請が不許可になるような、そういう重要なデータであったとしたら、これは、何も建築確認申請書を1ページずつめくらなければ分からないものではなくて、担当者は速やかに分かっていたはずではないか。そういうような位置付けであるとすれば、もうちょっと違った対応ができたのではないかと思ひます。

それから、文書中のデータ検索というのは、この建築部門では全くされてないのかなと感じます。先ほど総合文書管理システムを更新するという方向で、各担当部門では、それぞれの文書管理システムをかなり大幅に入れ替えていらっしゃる。その成果の一つは、文書中のデータ検索が容易にできるというメリットがあるはずです。

この建築確認申請が、まだ単にペーパーのまま終わっているのか、確か文書申請ができることになっているのではないかと思ひます。そうすると、5千件を1ページずつ検索しなければ出てこないという、子供じみた言い訳ではちょっとまずいのではないか。例えば、他の文書でこれが出てくるとか、検索の仕方があったはずだと感じました。

ここは一つそういう意味で、情報の開示にもう少し積極的になるような担当部署の指導がしかるべきではないかと感じました。

それから、情報公開の進捗につきまして、何点か申し上げたいのですが。先ほど、数年間の情報公開請求が、極端に増えてきているということでした。これは、例の不正経理の問題が、端を発しているのではないかという見方がありました。

私が属している市民団体でも、これに対して募集をしまして、必要な情報は全て公開してくださいという申入れをした経緯があります。これは、公開ができないという回答がありましたので、やむを得ず請求をしまして、ごく一部のものを除いては、見ることができました。

そういうものは、これだけの県民が関心を持つことが、事前に十分分かっているわけですから、公開をするという手段をとって、こういった苦情処理につながらないように、前向きに対応があつてしかるべきではないかと感じられます。先ほど質問がありました、原発に絡む放射能に関わる情報も、当然請求が出てくることは分かっているわけなので、これについても公開するという方向で、もう一歩進めた形で積極的な情報開示を進めていただきたいと思います。

先ほどの委員長の御説明のとおり、国の情報公開法が国会に上程されて、棚ざらしになっている状況のようですけれども、しかし、いずれは支持されるものだと思っています。そうしますと、県としても相当な対応が迫られるわけです。そうだとすれば、初めて、国からできました、県もやってくださいということではなくて、県としても、事前の準備があつてしかるべきではないのかなど、窓口ではこんな話をしたりしていますけれども、是非、そういう方向で積極的に対応していただきたいと思います。こちらで言う話ではないかもしれませんが、以上でございます。

松村会長

ありがとうございました。はい、どうぞ。

傍聴人（中谷氏）

中谷でございます。最初に、苦情相談の説明をされた時に、菅野先生が前座でおっしゃったことで、正装でいらっしゃると。実は、僕もある大きな機関で言われまして、なるほど、刑事事件とはそういうものだなと思いました。それでずいぶん懐かしくなりました。そのときを思い出すと、すぐ側で僕をにやにやと笑っていたのが、今は検事総長になっていて、もし、そういう方とお付き合いがなければ、僕はここに来ることがなかったのではないかと思います。そのとき確かに背広、ネクタイ、それから、最後に、実はそのときに言ったのが、頭のところを何とかしてくれと言われて、頭までお前に言われる筋合

いはないと思ったのですが、そこはおとなしく引き下がりました。

そこで、いくつか感想なり、お願いを言いたいと思います。まずは、この報告書の1ページです。その時、僕、何でもないと考えていたのですが、(3)のところですか。この決定書の文言の表記です。不存在等というのが平成15年度からなくなっているのですが、やっぱりこれは文書を作らなかった、件数の把握をきちっとやっておいた方がいいのかなと希望します。公文書公開条例から変わったときの経緯というのは、その時は気が付かなかったのですが、やっぱり何かあった方がいいのかなという気がしました。これが一つです。お答えはいいです。

それから2番目。この異議申立ての2ページです。異議申立てのところで、ちょっと僕の聞き違いかどうか、異議申立書と不服申立書があつて、2枚で確か54件になったと言われたと思うのですが、これは、どんな意味なのかと感じます。僕もよく異議申立てを出しますので、このところでやってもらいたいです。

それから不服申立ての(2)か(3)なのか、(1)になるのか知らないけれども、平成15年、平成16年に大量の異議申立てがあつたのに、取り下げがあつたと。僕はその時の当事者の一人でした。その時はやっぱり県民も努力をしたし、中に入ってくれた菅野先生、その前の多賀谷先生、それから石川先生、このお三方が非常に努力してくれました。また、もう一つ忘れられないのは、今僕らの右側にいらっしゃる行政の方も熱心にやってくれたのです。だから、特に行政側に言いたいのは、ここで聞いておいて、ああ、そうかと言うのではなく、それをどうやって県民に返していくかを真剣にやってもらいたいと、特に強く要望します。それがなかったら、もし、行政マンが一生懸命やってくれなかったら、僕らは取り下げませんでした。これははっきり言っておきます。

それから、次は4ページです。4ページに平成23年度の主な公表情報とあつて、公表件数がいくつということがあつて、特に教育委員会で、この後に主な公表資料の名称と書いてあるけれども、この選定基準は何ですか。これ今、お答えいただきたいです。教育委員会はいませんか。教育委員会です。

松村会長

どうぞ。

傍聴人（中谷氏）

はい。具体的に言うと、教育委員会と千葉アクアラインマラソン、これについては、これはいったい何かということです。要するに基準というのがあつて、ただ、知事がやりたいからと思いつきでやって、

それを載せることが能ではないということが言いたいのです。だから基準を聞いているわけです。あるいはいっぱいやったとか、ビラいっぱい作ったとか、そういうことだと思う。

松村会長

取りあえず、御質問、御意見を続けていただけますか。

傍聴人（中谷氏）

お答えできませんね。では、いいです。次に行きます。5ページです。ベストセラーで、去年は1万1,579冊です。これを僕はずっと愛用しています。これは、情報公開のことで面白い例があります。今これは発行所が総務課になっています。その昔は、総務課と千葉県県政調査研究会か何かの名称の2つで出していました。僕がさっき言ったように、勉強をしたものだから、おかしなことはすぐに追求する手順を学んだので、すぐにこれは情報公開をかけたのです。その何とかかんとか調査会の実態が分かるような。そうしたら、その翌年からはなくなって、一本化になったのです。これがあって、行政側は情報公開の怖さを分かったと思います。僕は、これをずっと持っていて、愛用しています。大変役に立ちます。要するに、情報公開の制度があってから一本化されたということ、特に若い行政マンには理解してもらいたいと思います。

情報公開というのは、県民が県政を理解するためだと思うのですが、中庁舎に高札場がありますよね、県政のお知らせです。僕はこの前も発言をしたことがあると思うけれども、あれずらっと色々な会議があり、だいたいやっているのは3種類だと思います。一つは会議の開催通知、それからもう一つは入札の告知、もう一つは試験、あるいは資格の合格者の発表です。あれは、色分けしてくれませんかとお願しているけれども、色分けはできないと。

そういえば、今回の通知も白い紙、僕みたいな、ど近眼は分かりません。色があったら、すぐに分かるのです。だから、そういうふうの種類によって、色分けをしておいた方がいいのかなと思います。僕は、窓口でも言っているし。例えば、今日のこの開催通知も、あなた方が独断でやれるのではなかったのかと。そこで、さっき言ったように書いたけれども、やっぱり県民の意見を聞いて、それを実行しようとする意識が全くない表れではないかと思っています。

もう一つ。これは、委員の先生方へのお願いです。今年度の苦情処理の22ページの1です。Bさんが、1週間前に出したもので、教育委員会に対してです。僕らは、いったんAさんが開示請求をして開けた資料は、次のBさんがやったときにすぐ出してくれたら助かると思っています。確か僕らは行政側にも要求していたのです。実際にそう

やっている地方自治体もいくつかあります。ただ、情報提供で出されたときに、今度は異議申立てにかけられないので、困ると考えていたのですけれども、これにどう対応するのかということで、特に真剣に御論議いただいて、いい回答を教えていただけたらと思います。

それからもう一つ。文部省に、転落事故が特に千葉県は多いです、高等学校の生徒が起こるので、設置基準を変えてもらったのですが、その時に使った資料を見せてと言ったら、国が送ってくれました。お見せするために、わざわざ持ってきました。これだけ送ってくれました。千葉県でこれだけ出す度量があるのかどうか。しかも、後で金を払いに行かなければいけないからそう言うの。それだけ真剣にやっている。例えば、千葉県もあるかもしれないけれども、是非、行政は見習っていただきたい。以上です。

松村会長

はい、分かりました。今の傍聴人の御意見等につきましては、あくまでも、この情報公開の推進会議として御参考までにお伺いして、今後の情報公開制度の改善に役立てていくということでございます。事実関係等についての質問ではございませんけれども、あえてこの会議でお答えすることはいたしません。事実関係等で特に知りたいことがありましたら、それは、事務局あるいは実施機関に直接お問合せいただけたらよろしいのではないかと思います。

それでは最後に、事務局から何かございますか。

事務局（山口）

次の開催日程等につきましては、会長とまたご相談させていただきたいと思っております。

松村会長

はい、分かりました。それでは若干時間が過ぎましたけれども、今日は、部会長から詳細な御説明をいただきまして、実態を十分確認することができたということで、よかったのではないかと考えています。

それでは、平成24年度第1回千葉県情報公開推進会議をこれで閉会いたしたいと思っております。ありがとうございました。